(C)
名古屋環状２号線
第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間
伊勢湾岸道路
名古屋高速道路公社が管理する道路

(D)			
1	千音寺南インターチェンジ	大治南インターチェンジ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
2	大治北インターチェンジ	甚目寺南インターチェンジ	—
3	甚目寺北インターチェンジ	清洲西インターチェンジ	—
4	清洲東第一インターチェンジ	清洲東第二インターチェンジ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
5	平田インターチェンジ	山田西インターチェンジ（清洲ジャンクション方面への通行を除く）	—
6	山田東インターチェンジ（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠インターチェンジ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
7	松河戸インターチェンジ	小幡インターチェンジ	—
8	大森インターチェンジ	引山インターチェンジ	—
9	上社インターチェンジ	上社南インターチェンジ	—
10	名古屋南インターチェンジ	—	名古屋高速道路公社が管理する名四国道連絡路入口・出口
11	東海インターチェンジ	—	名古屋高速道路公社が管理する東海新宝入口・出口

ロ　周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

（Ａ＋Ｐ）×Ｃ

㈱　この式において、Ａ、Ｐ、Ｃは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：①イ㈠㈡イ）Ｃのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出した額（単位：円）

Ｐ：伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道の料金の額（単位：円）

Ｃ：周回走行回数

⑤　料金調整

イ　通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、新湘南バイパス（ＥＴＣ車で新湘南バイパスと首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）を連続して走行する場合に限る。）、東京外環自動車道（ＥＴＣ車に限る。）、名古屋環状２号線（ＥＴＣ車に限る。）、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道において、最初に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをＣインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢ

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、Ａインターチェンジからインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「Ｄ’インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

｜ＡＤ’－ＢＤ’｜＋ＣＤ’－ＡＢ

（注１）上記の算式において、ＡＢ、ＡＤ、ＢＤ、ＣＤ、ＡＤ’、ＢＤ’はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ＡＢ：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ：Ｂインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ：Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ’：Ａインターチェンジから’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ’：Ｂインターチェンジから’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ’：Ｃインターチェンジから’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注２）ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢによる料金調整において、ＢＤ＜ＣＤとなる場合については、ＡＤ－ＡＢにより算出した額により料金調整を行う。

ロ　特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第８号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路、並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。